消費生活センター あんしんサポートニュース

光回線サービスの変更は、 契約先や内容をよく確認してから

<今回の相談事例>

先日、現在契約している大手通信会社 A のように名乗った電話があった。 「今のプランより安くなる。」と勧誘され、A 社のプラン変更だと思って了 承したが、手続きをした後、別会社との契約になっていたことに気づいた。 別会社になると、セットで契約している携帯電話の割引もなくなってしま う。解約できる期間も過ぎているようだ。どうしたらよいか。

(60代男性)

【アドバイス】

●契約先をよく確認しましょう。

「安くなる。」と勧誘するのは、現在の契約先ではなく別の通信会社で あることがほとんどです。変更するときは、契約先の会社名や電話番 号をしっかりと確認しましょう。

●内容をしっかりと確認しましょう。

「安くなる」と勧誘されても、他のオプションサービスとのセット契約 だった場合、今の料金より高くなることもあります。

電話で勧誘されて了承すると、必ず契約書面が送られてきます。必ず開 封して、サービス名や内容をよく確認しましょう。

書面が届いて8日以内であれば、電気通信事業法の解約ルールである初 期契約解除が可能です。

●心配な時は、お早めに消費生活センターに相談してください!

二セ電話詐欺に要注意!

まもりん

戸 畑【ウェルとばた7F】 **2**861-0999 門 司【門司区役所東棟1F】 **☎**331-8383 **小倉北**【小倉北区役所西棟1F】 **☎**582−4500 小倉南【小倉南区役所3F】 **2**951-3610 若 松【若松区役所2F】 **☎**761−5511 **☎**671−3370 八幡東【八幡東区役所本館2F】 八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】

2641-9782

消費者ホットライン 2188(あなたの地域の消費生活センターにつながります)



みもりん

※消費生活センターでは、出前講座(講師の派遣は無料・15名以上から)のご依頼も 受けています。さまざまな事例を知って対策をしておきましょう。